

小矢部市監査委員告示第1号

住民監査請求にかかる監査結果について

平成25年3月14日付けで提出のあった住民監査請求について、監査した結果を地方自治法第242条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年5月13日

小矢部市監査委員 鶴 見 喜 秋
小矢部市監査委員 中 西 正 史

第1 監査の請求

1 請求人

2 請求書の提出 平成25年3月14日

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書の内容は次のとおりである。

(1) 請求の要旨（原文のまま）

一 監査請求の要旨

小矢部市長を含む当時の総務部長、担当部署の観光振興課長ら職員は、平成23年度の施設維持管理業務を、指定管理者（N&NS）が協定に定められた、施設管理業務を実施していないのに、実施したか確認しないで、公金から委託施設管理料金として8,879,000円を市は支払った。

平成23年は、2,302,700円しか使用しておらず、年度別事業報告にも、定期清掃管理業務、自動扉開閉装置保守点検業務、植栽管理業務（芝生及び樹木）などを実施してなく、不当に支払った使用額の差額、6,576,300円の返還を求める。

また、数多くの基本協定違反をしており、基本協定のとおり契約の取消を求める。

二 違法または不当な行為

小矢部市長を含む当時の総務部長、担当部署の観光振興課長ら職員は、指定管理者が、基本協定書に定められた施設等の維持管理業務を実施したか確認せずに施設管理費用を不当に支払った。

また、数多くの基本協定違反があるにもかかわらず、協定違反した場合、契約を取り消す（小矢部市道の駅の管理に関する基本協定書第25条第3項、4項、5項）も今だ実行していない。

(2) 事実を証する書面

小矢部市道の駅収支計算総括表及び平成23年度株式会社N&NS販売費及び一般管理費決算表（事実を証する書面については、本件監査結果では添付を省略する。）

第2 請求の受理

住民監査請求書については、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求の所定の要件を具備していると認められたため、平成25年3月21日付をもって、これを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求人が主張するように、指定管理者（N&NS）が協定書に定められた施設管理業務が、協定違反にあたる事実があるのかを監査対象事項とした。

2 監査対象課

監査対象課を、産業建設部観光振興課及び小矢部市道の駅指定管理者である株式会社N&NSとし、関係書類の提出を求めた。

3 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成25年4月16日に請求人の陳述の機会を設け、請求人から文書により平成25年3月29日付けで陳述に欠席する旨の回答があったため、陳述は行わないこととした。

4 監査対象課への監査

法第242条第4項の規定に基づき、平成25年4月16日に監査対象課である観光振興課及び株式会社N&NSを対象として監査を実施した。

第4 監査の結果

1 事実関係等の確認

監査対象事項について関係書類等の調査を実施した結果、次のように事実を確認した。

なお、以下の業務については、平成20年9月24日付けて締結した「小矢部市道の駅の管理に関する基本協定書」に基づく「小矢部市道の駅指定管理者業務仕様書」中、小矢部市道の駅条例及び同条例施行規則に基づき「道の駅の施設、設備等の維持管理に関する業務」が定められている。

(1) 定期清掃管理業務の実施について

定期清掃業務については、塩ビ床剥離清掃、塩ビ床洗浄ワックス塗布、コンクリート土間清掃、塗床洗浄ワックス塗布、フローリング洗浄ワックス塗布及びガラス清掃の6業務である。塩ビ床剥離清掃は、指定管理者が自ら仕様書にある回数以上に定期的に塩ビ床の洗浄及びワックス塗布を実施することで、同等以上の維持管理がなされている。また、塩ビ床洗浄ワックス塗布、塗床洗浄ワックス塗布、フローリング洗浄ワックス塗布については外部へ委託し、2回分534,870円支払われている。コンクリート土間清掃及びガラス清掃については指定管理者が自ら仕様書にある回数以上に実施し、常に施設を清潔に保つよう維持管理されている。ただし、外部へ委託された3業務以外は、定期清掃業務の実績証拠書類等の整備がされていない。

(2) 自動扉開閉装置保守点検業務について

自動扉開閉装置保守点検業務については、指定管理者が自ら毎月、自動扉開閉装置のセンサーのエリア確認、自動扉の取り付け状況確認及び吊車の状況確認、清掃を実施、さらには、毎日、ガイドレールの清掃や動作確認を実施するなど、常に新設時と同様の開閉状態が維持されている。また、平成 24 年度からは指定管理者自らの保守点検に加え、更なる安全性の確保のため、保守点検業務については外部へ委託している。しかし、実績証拠書類等の整備がされていない。

(3) 植栽管理業務（芝生及び樹木）について

植栽管理業務については、芝生管理及び樹木管理であるが、除草剤の散布及び防除は、外部へ委託し、2 団体に計 736,962 円支払われている。また、芝刈、機械除草、施肥、剪定、人力除草及び雪吊りについては、指定管理者が自ら実施しているが、実績証拠書類等の整備がされていない。

2 判断

本請求について、前記事実関係等の確認、監査対象課の説明及び関係資料調査の結果に基づき、次のように判断する。

請求人の主張は、定期清掃管理業務、自動扉開閉装置保守点検業務、植栽管理業務（芝生及び樹木）などを実施してないとしている。

定期清掃管理業務については、専門業者へ委託しているワックス塗布以外に、指定管理者が、適宜、ワックス塗布を行うことで定期清掃の充実を図り、常に施設を清潔に保つよう維持管理されていると判断する。

また、自動扉開閉装置保守点検業務については、仕様書で「対象設備機器の調整点検を行い、常に新設時と同様の開閉状態を維持する。その他必要と認められる軽易な作業については、原則として本仕様書に記載なき事項であっても契約金額の範囲内で実施する。」と定められており、指定管理者が自ら毎月及び毎日の点検項目を定め、それを実施しているとのことであり、これまで事故等のトラブルは全く発生していないことから適切に維持管理されていると判断する。

さらに、植栽管理業務については、仕様書により芝生及び樹木管理の場所、植栽種別、面積等、管理項目が定められており、除草剤の散布及び防除は外部へ委託し、芝刈、機械除草、施肥、剪定、人力除草及び雪吊りは、指定管理者が自ら実施している。特に芝刈、機械除草及び人力除草については、仕様書の回数以上に作業されていることから、指定管理者の効果的かつ適正に維持管理されていると判断する。

ただし、定期清掃管理業務、自動扉開閉装置保守点検業務及び植栽管理業務清掃業務のうち、指定管理者が自ら実施している管理業務に関する作業日誌などの実績証拠書類等が未整備であることから、月報、年報及びモニターリング等の業務報告書の提出や立ち入りの実施による業務実施状況の確認の結果を受けて改善を要する場合は、市は指定管理者に対して、平成 24 年度の植栽管理業務と同様に、業務

改善通知を出すなど、指導及び監督を徹底し、請求人並びに市民への不信感を払拭に積極的に努めることが求められる。

3 結論

以上のことから、本件の住民監査請求における請求人の主張には、理由がないものと判断する。

4 補足

本市では平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、民間事業者が本市の施設を管理運営できるようになった。

これにより、民間事業所が有するノウハウの活用によるサービスの向上や経費の削減が期待される一方で、利益を確保するために施設の安全性やサービスの低下を招くおそれがないとはいえない。今回は、施設所管課が本来行うべき定期的な管理状況の確認等に問題があったことが一因であると考えられる。

今後は、指定管理者に対する施設所管課による指導監督等の状況を調査し、施設利用者の安全確保とサービスの向上に資するよう、施設所管課として指導監督責任を十分に果たすこととする。